

観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱

令和 2 年 4 月 7 日 観観振第 1 2 号
一部改正 令和 2 年 1 1 月 9 日 観観振第 1 6 2 号
一部改正 令和 3 年 3 月 5 日 観観振第 2 4 2 号

（通則）

第 1 条 観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、2030 年訪日外国人旅行消費額 15 兆円等の目標の実現に向けて、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、アフタースキーのコンテンツ造成、受入環境の整備、スキー場インフラの整備等に要する経費の一部を国が補助することにより、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）」とは、前条の目的を達成するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「観光地域づくり法人」とは、観光庁の観光地域づくり法人登録制度において登録された DMO であって、地域 DMO 又は地域連携 DMO である者に限る。
- 三 「補助対象事業」とは、地域の関係者が一体となって策定し、観光庁が認めた国際競争力の高いスノーリゾート形成計画に記載された事業のうち、アフタースキーのコンテンツ造成、グリーンシーズンのコンテンツ造成、受入環境の整備（多言語対応、Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等）、外国人対応可能なインストラクターの確保、二次交通の確保、情報発信及びスキー場インフラの整備（索道施設の撤去、搬器の更新（機能向上分に限る。）、高機能な降雪機の導入及び IC ゲートシステムの導入に限る。）に係る事業をいう。
- 四 「補助対象事業者」とは、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

（交付の対象等）

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び金額の額の確定方法は、別表に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付申請書」（以下「交付申請書」という。）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第 2 による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付決

定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第3による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付決定変更申請書」（以下「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 別表に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、別表に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業内容の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業内容の細部変更である場合

四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合

3 前項の軽微な変更をしたときは、様式4による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条第1項の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第5による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第6による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業者等の変更届出)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、様式第7による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第8による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに様式第9による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）補助対象事業遂行状況報告書」（以下「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書にあたっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前各項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第10-1による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）補助対象事業完了実績報告書」（以下「完了実績報告書」という。）に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第10-2による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）補助対象事業年度終了実績報告書」に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの規定を準用する。

(交付決定の取消及び補助金の返還命令)

第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）概算払請求書」又は様式第13による「観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(取得財産等の管理等)

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第19条第1項に規定するものについて、様式第14による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第18条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第15による「観光振興事業費補助金(国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業)補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第16による「観光振興事業費補助金(国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業)補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度予算から施行する。

補助対象事業者	補助対象経費	補助率
観光庁が認めた「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」において、事業の実施主体として記載された観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者及び地方公共団体。	観光庁が認めた「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」において記載された以下の取組に係る経費 (1)アフタースキーのコンテンツ造成 (2)グリーンシーズンのコンテンツ造成 (3)受入環境の整備（多言語対応、Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応、公衆トイレの洋式化等） (4)外国人対応可能なインストラクターの確保 (5)二次交通の確保（スキー場間の周遊等のためのバス運行の実証実験） (6)情報発信（プロモーション資材の作成等） (7)スキー場インフラの整備（索道施設の撤去、搬器の更新（機能向上分に限る。）、高機能な降雪機の導入及び IC ゲートシステムの導入）	1 / 2
金額の額の確定	補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を合算したものである。 (1) 補助金交付決定額の内訳となる個別事業に要する額 (2) 補助対象事業の内訳となる個別事業に要した額に 1 / 2 を乗じて得た額 (3) 補助対象事業の内訳となる個別事業に要した額から、当該個別事業に係る収入額を控除した額に 1 / 2 を乗じて得た額	

* 留意事項

- (1) 補助対象経費（7）スキー場インフラの整備については、形成計画の内容からインバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルが高いと認められ、訪日外国人旅行者の誘客に地域一丸となって取り組む地域に限って補助対象とする。
- (2) 索道施設の撤去及び搬器の更新については、3地域を上限に補助対象とし、当該地域は、形成計画の対象地域における令和元年のインバウンド宿泊者数の対前年伸び率が訪日外国人スキー客数の対前年伸び率を上回っており、かつ、形成計画の対象地域内のスキー場のコース数の合計が概ね25本以上である地域に限るものとする。
- (3) ICゲートシステムの導入に係る経費については、スキー場1箇所につき、1,200万円を補助上限額とする。
- (4) 補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (5) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (6) 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した様式別紙1を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式別紙2に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付申請書

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）について、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第5条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 形成計画策定者名
2. 観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）の着手及び完了予定日
令和 年 月 日～令和 年 月 日
3. 補助金申請額
_____ 円

（単位：円）

番号	個別事業名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
合 計			

4. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
の消費税額の取扱いについて

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）について、下記のとおり補助対象事業の消費税額の取扱いについて報告します。

記

1. 補助金申請額

円

2. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

3. 補助金申請額相当額（1. - 2.）

円

4. 事業者種別 ※消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。

・（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日					

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）については、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	} (内訳別紙)
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助金対象事業の内容を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第7条第3項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. 変更した年月日
令和 年 月 日

様式第5（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第8条第1項の規定に基づき、通知します。

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付決定事業
（変更後）

補助対象事業者名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

(注：下線部が変更部分)

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第9条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

2. その他参考となる事項

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業者等の変更届出書

標記について、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第10条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので、届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注：下線部が変更部分）

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第11条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業の内容
2. 補助事業の中止（廃止）理由
3. 補助事業の中止（廃止）時期
4. その他参考となる事項

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業遂行状況報告書（第 四半期）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第12条第1項の規定により、第 四半期分を別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表（第 四半期分）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了実績表

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E=C ×補助 率)	計上額 ② (F=(C -D)×補 助率)	補助金額 (B、 E、Fの いずれか 少ない 額)
	合 計							

(補助対象事業者の添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類（添付できない場合は、後日提出すること。）
- (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業年度終了実績表

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業年度終了実績表

補助対象事業者名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E=C ×補助 率)	計上額 ② (F=(C -D)×補 助率)	補助金額 (B、 E、Fの いずれか 少ない 額)
	合 計							

(補助対象事業者の添付書類)

(1) 参考となる書類

様式第11（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）については、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第14条の規定により、別表のとおり確定したので、通知します。

令和 3 年度観光振興事業費補助金 (国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業) 確定補助金額

補助対象事業者名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

第
令和 年 月 日官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定（変更）通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 —)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 (その他:)	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

(注)

- 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- 上記7.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（氏名）：
（連絡先）：担当者（会社・部署名）：
（氏名）：
（連絡先）：

第
令和 年 月 日官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿住 所
名 称
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 受取人 （口座名義）	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 (その他:) 支店	
6. 預金種別	普通預金	当座預金
7. 口座番号		

(注)

- 上記4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- 上記6. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（氏名）：
（連絡先）：担当者（会社・部署名）：
（氏名）：
（連絡先）：

第
令和 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和3年度観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象
経費の消費税について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（国土交通大臣が確定通知書（交付要綱第14条）により通知した額）

円

2. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3. - 2.）

円

5. 事業者種別

消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）

取得財産管理台帳（令和3年度）

取得者の氏名・名称	財産名	規格	数量	単価 (単位：円)	金額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第19条第1項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象経費財産処分等承認申請書

観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）により令和3年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第19条第2項の規定により申請します。

記

- 個別事業の名称
- 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

- 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日付け観観振第12号）第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 個別事業の名称
2. 補助金の確定通知額及びその年月日
3. 補助対象経費の合計額
4. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
5. 収入金又は収益金の合計額
（内訳）
6. 納付すべき金額及びその年月日
7. 納付すべき金額の算出基礎